

カナダ政府による電子渡航認証（eTA）の導入（猶予期間の延長）

平成28年10月4日
在シカゴ日本国総領事館

この度、カナダ政府は、2016年9月29日までとしていた電子渡航認証（**Electronic Travel Authorization (eTA)**）の取得義務の猶予期間を、本年11月9日までに延長しました。したがって、11月10日以降にカナダに空路で入国する場合には、eTAの事前取得が必要になりますので、ご注意ください。

カナダ政府が発出したニュースリリースの概要は以下のとおりです。

1. 旅行者及び航空会社に対してより多くの準備期間を与えるとの観点から、猶予期間を本年11月9日まで延期することとした。11月10日以降、査証免除になっている諸外国の旅行者が空路でカナダに入国する際にはeTAを取得する必要がある。
2. マッカラム移民・難民・市民権大臣は、「航空会社との協議を踏まえ、旅行の混乱を最小限に抑えるために追加的措置をとることとした。猶予期間を延長しつつ、eTAを周知するための更なる情報提供キャンペーンを国内外で行っているところである」と述べた。

なお、詳細はカナダ移民省のウェブサイトにてご確認ください。

<http://www.cic.gc.ca/english/visit/eta.asp>